慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	注解・国連国際債権譲渡条約 (4・完) : UNCITRAL総会報告書をもとに
Sub Title	Commentary on United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade : based on the reports of the UNCITRAL (4 end)
Author	池田, 真朗(Ikeda, Masao) 北澤, 安紀(Kitazawa, Aki) 国際債権流動化法研究会(Study Group on International Securitization Law)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2002
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.10 (2002. 10) ,p.159 (40)- 198 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021028-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資 料

注解 • 国連国際債権譲渡条約(4 • 完)

----UNCITRAL 総会報告書をもとに----

池 田 真 朗 北 澤 安 紀 国際債権流動化法研究会

目次

まえがき

タイトル及ひ前文

第1章 適用範囲

第1条~第4条 (以上75卷7号)

第2章 総則

第5条~第7条

第3章 譲渡の効果

第8条~第10条……(以上75巻8号)

第4章 権利、義務及ひ抗弁

第1節 譲渡人及ひ譲受人

第11条~第14条

第2節 債務者

第15条~第21条

第3節 第三者

第22条~第25条 (以上75巻9号)

第5章 条約固有の抵触規定

第26条~第32条

第6章 最終条項

第33条~第47条

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

附属書

第1部

第1条~第2条

第2部

第3条~第5条

第3部

第6条~第8条

第4部

第9条~第10条

付 • 条文番号対照表

あとかき …… (以上本号)

[注] 草案条文 A/CN. 9/466, ANNEX. 1 についての2000年6月の UNCITRAL 総会報告書が [A/55/17] てあり、草案条文 A/CN. 9/486, ANNEX. 1 についての2001年6月の UNCITRAL 総会報告書か [A/56/17] てある。その他の解説については75巻7号「まえがき」を参照されたい。

第5章 条約固有の牴触規定

[第26条 第5章の適用]

この章の規定は次の事項に適用される。

- (a)第1条第4項によりこの条約の適用範囲に入る事項
- (b)第1条第4項によらずにこの条約の適用範囲に入る事項であって、この条 約の他の部分では解決されないもの
- ※ A/CN. 9/466, Annex. 1 にて新設
- ※ 草案第28条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/56/17]

49. 委員会は草案第28条(最終第26条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第27条 譲渡契約の方式]

1. 同一の国に所在する者の間で締結された譲渡契約は、当該契約を規律する法律又は当該契約が締結された国の法律の要件を満たすときは、当事者

間において方式上有効である。

- 2. 異なる国に所在する者の間で締結された譲渡契約は、当該契約を規律する法律、譲渡人の所在地国の法律又は譲受人の所在地国の法律のいずれかの要件を満たすときは、当事者間において方式上有効である。
- ※ A/56/17. Annex 1 にて新設

[第28条 譲渡人と譲受人間の相互の権利及び義務の準拠法]

- 1. 譲渡人と譲受人との合意から生じる相互の権利及び義務は、譲渡人及び 譲受人によって選択された法律により規律される。
- 2. 譲渡人及び譲受人による法律の選択がない場合、譲渡人及び譲受人の合意から生じる相互の権利及び義務は、当該譲渡契約が最も密接な関連を有する国の法律により規律される。
- ※ 草案第28条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)
 - 1. 「この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、」譲渡契約における譲渡人と譲受人間の権利および義務は、譲渡人及び譲受人により、明示的に選択される法律によって規律される。
 - 2. 譲渡人および譲受人による法律の選択がない場合、当該譲渡契約における権利および義務は、当該譲渡契約が最も密接な関連を有する国の法律によって規律される。反対の証明がない場合、譲渡人の営業所所在地国が、当該譲渡契約と最も密接な関連を有するものと推定される。譲渡人が複数の営業所を有する場合、当該譲渡契約にも最も密接な関連を有する営業所を参照するものとする。譲渡人が営業所をもたない場合、譲渡人の常居所を参照するものとする。
 - 3. 譲渡契約が一国のみに関連する場合、譲渡人および譲受人が他の国の法律を選択しても、当該関連を有する国の法律が契約によって排除できない範囲においては、かかる法律の適用を妨げない。
- ※ 草案第29条(A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ 「A/56/17」
- 51. 委員会は草案第29条 (最終第28条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に

付託した。

[第29条 譲受人と債務者間の権利及び義務の準拠法]

契約上の譲渡制限の譲受人と債務者間における効力、譲受人と債務者との 関係、譲渡を債務者に対して主張するための要件及び債務者の免責如何に関 する問題は、原因契約を規律する法律により決定される。

※ 草案第29条 (A/CN, 9/466, Annex, 1)

この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、契約による譲渡制限の有効性、譲受人と債務者との関係、譲渡を債務者に主張するための要件および債務者の義務の免責如何に関する問題は、譲渡にかかる債権の準拠法により定められる。

※ 草案第30条 (A/CN. 9/486, Annex. 1)

契約上の譲渡制限の譲受人と債務者間における効力、譲受人と債務者との 関係、譲渡を債務者に主張するための要件及び債務者の免責如何に関する問 題は、原因契約を規律する法律により定められる。

[A/56/17]

53. 委員会は草案第30条(最終第29条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第30条 優先権に関する準拠法]

- 1. 競合する権利の主張者の権利に対する譲渡される債権の譲受人の権利の 優先権は、譲渡人が所在する国の法律により規律される。
- 2. 準拠法如何にかかわらず、法廷地国又は第三国の強行法規は、譲渡人が 所在する国の法律の規定の適用を妨げてはならない。
- 3. 前項の規定にかかわらず、譲渡人が所在する国とは異なる国において開始された倒産手続において、法廷地国の法律のもとで法律上当然に生じる優先的権利であって、かつ法廷地国の法律により倒産手続において譲受人の権利に対して優先する権利は、第1項の規定にかかわらず優先権を与えられる。

- ※ 草案第30条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) [他の当事者との間の優先権に関する準拠法]
 - 1. 譲受人が所在する国の法律は以下のものを規律する。
 - (a)譲渡される債権の譲受人の権利の範囲および以下の者との間で譲渡される債権の優先権に関する譲受人の権利の優先順位
 - (i) 当該債権が国際的債権ではなく、当該譲受人への譲渡が国際的譲渡でない場合であっても、譲渡人から同一の債権の譲渡を受けた別の譲受人
 - (ii)譲渡人の債権者
 - (iii)倒産管財人
 - (b)譲渡される債権の proceeds に関する第1項(a)(i)から(iii)にあげられ た者の権利の存在と範囲及びそのような者の間での優先権に関して proceeds に関する譲受人の権利の優先順位
 - (c)法律の適用により譲渡人の他の財産に対する権利を有した結果として債権者が譲渡される債権における権利を有した場合及び譲渡される債権におけるそのような権利の範囲
 - 2. 譲受人の所在する国の法律の規定の適用は、その規定が法廷地国の公序 に明らかに反する場合には、裁判所又は他の権限を有する機関によって拒 否され得る。
 - 3. 倒産手続が譲渡人の所在地国以外の国で開始された場合には、法廷地国の法律のもとで生じる優先的権利であって、かつ、法廷地国の法律により倒産手続において譲受人の権利に優先する地位を与えられた優先的権利は、本条第1項の規定にかかわらす優先する。国はいつでもそれらの優先権を特定する宣言を出すことができる。
- ※ 草案第31条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) [他の当事者との間の優先権に関する準拠法]
 - 1. この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、かつ第25条及び 第26条に従ったうえで、
 - (a) 競合する権利の主張者の権利に関して、譲受人が所在する国の法律は、 次の事項を規律する。
 - (i)譲渡される債権における譲受人の権利の特性及び優先権

- (ii) その譲渡がこの条約により規律される債権が伴う proceeds における 譲受人の権利の特性及び優先権
- (b)競合する権利の主張者の権利に関して、上述の proceeds における譲受 人の権利の特性及び優先権は以下のものによって規律される。
 - (i)銀行勘定において又は証券仲介者を通じて保有されない金銭若しくは 流通証券の場合、当該金銭若しくは流通証券が所在する国の法律
 - (ii)証券仲介者を通じて保有される投資証券の場合、当該証券仲介者が所 在する国の法律
 - (iii)銀行預金の場合、当該銀行の所在する国の法律
 - [(iv)その譲渡がこの条約により規律される債権の場合、譲渡人が所在する国の法律]
- [(c)前号において説明される proceeds における競合する権利の主張者の権利の存在及び特性は、この項に規定する法律によって規律される]
- 2. 譲渡人が所在する国とは異なる国において開始された倒産手続において、 法律上当然に法廷地国の法律により倒産手続において譲受人の権利に優先 する地位を与えられた優先的権利は、前項の規定にかかわらず優先する。

[A/56/17]

55. 第1項を草案第24条に同調させることが合意された。草案第24条の最初の文言、すなわち「この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、かつ第25条及び第26条の規定に従ったうえで」を削除することも、以下の理解に基づいて合意された。すなわち、草案第28条は、草案第31条と第5章以外の条約草案のその他の規定との間の序列の問題を扱うには十分であり、そして、草案第25条は、草案第31条第2項、草案第32条、草案第33条によって、十分に言及されているということである。特に、草案第24条乃至第26条と草案第31条との間の序列に関しては、以下のことが広く受け入れられた。譲渡人が締約国に所在する場合、草案第31条において扱われている事項が草案第24条乃至第26条において解決される以上、草案第31条は適用されないのに(草案第28条(b)号)、譲渡人が締約国に所在していない場合、草案第24条乃至第26条は適用され得ないということである(草案第28条(a)号)。他方では、以下のことが合意された。第2項に対応する草案第25条に付け加えられた修文において扱われている事項(para. 40参照)は草案第32条によって十分に扱われているので(但し、para. 196参照)、第2項の現在の修文は維持され得るということである。

言及された変更を条件として、委員会は草案第31条(最終第30条)を実質的内容に 関して承認し、起草部会に付託した。

[第31条 強行法規]

- 1. 第27条から第29条までの規定は、準拠法如何にかかわらず適用になる法 廷地国の強行法規の適用を妨げない。
- 2. 第27条から第29条までの規定は、これらの規定によって解決される事項 について、その事項と密接な関連を有する第三国の強行法規の適用を妨げ ない。ただし、当該第三国の法律が準拠法如何にかかわらず適用される限 度に限る。
- ※ 草案第31条(A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ
- ※ 草案第32条(A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/56/17]

57. 委員会は草案第32条(最終第31条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第32条 公序]

この章で解決される事項に関し、この章で特定される法律の規定の適用は、 当該規定の適用が法廷地国の公序に明らかに反する場合に限り、拒否することができる。

※ 草案第32条 (A/CN, 9/466, Annex, 1)

この章で解決される事項に関し、この章で特定される法律の規定の適用は、 当該規定が法廷地国の公序に明らかに反する場合には、裁判所又は他の権限 を有する機関によって拒否されうる。

※ 草案第33条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ 「A/56/17]

59. 草案第25条第1項に加えられた変更と同一の変更を条件として、委員会は草案第33条(最終第32条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第33条 寄託者]

国際連合事務総長をこの条約の寄託者とする。

- ※ 草案第33条(A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ
- ※ 草案第34条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/56/17]

61. 委員会は草案第34条(最終第33条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に 付託した。

「第34条 署名、批准、受託、承認及び加入]

- 1. この条約は、ニューヨークの国際連合本部において […] まで全ての国 に署名のために開放される。
- 2. この条約は、署名国によって批准、受託又は承認される。
- 3. この条約は、署名のために開放されたときから、非署名国に加入のために開放される。
- 4. 批准、受託、承認及び加入書は、国際連合事務総長に寄託されなくてはならない。
- ※ 草案第34条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ
- ※ 草案第35条(A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/56/17]

63. 委員会は草案第35条(最終第34条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に 付託した。

「第35条 地域単位への適用]

- 1. この条約で扱われる事項に関し、異なる法制度が適用される二またはそれ以上の地域単位を有する国は、いつでもこの条約がすべて又は一部の地域単位に適用される旨宣言でき、いつでも従前の宣言と異なる宣言をすることができる。
- 2. 宣言には、この条約が適用される地域単位を明示しなければならない。

- 3. この条に基づく宣言により、この条約が国のすべての地域単位について は適用されない場合に、譲渡人若しくは債務者がこの条約の適用されない 地域単位に所在するときには、当該所在地は締約国には存在しないものと みなす。
- 4. この条に基づく宣言により、この条約が国のすべての地域単位に適用されず、かつ原因契約を規律する法律がこの条約の適用されない地域単位において効力を有する法律であるときには、原因契約を規律する法律は締約国の法律ではないものとみなす。
- 5. 第1項に基づく宣言がない場合、この条約はその国のすべての地域単位 に適用される。
- ※ 草案第35条(A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ
- ※ 草案第36条(A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ(第4項のみA/56/17, Annex. 1 にて新設)

[A/56/17]

- 65. 草案第36条に関してはいくつかの懸念が表明された。まず、国に「いつでも」 宣言をすることを許すという点で、第1項は不明確性を創出するのではないかという懸念が抱かれた。この懸念に対して、宣言は署名、批准、受託、承認又は加入の時になされるべきであると規定を改めるべきであるとの提案がなされた。しかしながら、宣言をなし得る時に関して第1項において国に与えられている柔軟性は、国際条約(たとえば、独立信用保証及びスタンドバイ信用状に関する国連条約を含む)における通常の慣行であり、問題を生じさせていないことが幅広く感じられた。
- 66. 他に、「地域単位(territorial unit)」という用語は、「地方公共団体(collectivité territoriale)」という仏語の用語や「法域(jurisdiction)」という用語によって指し示される実体を完全には包含しないという懸念が表明された。しかしながら、大方の見解では、「地域単位」という語は、この目的のためには十分に広範であり、この点は条約草案の注釈の中で適切に明確にできるとされた。とりわけ、異なる「法制度」を参照することで「地域単位」という語を規定する、第1項で用いられている語句は、地域的に限定された、異なる「法域」を扱うためにも、十分に広範であるということが、述べられた。さらに、草案第36条に類似する、連邦国家に関する条項は、通常、国際条約には組み込まれること、そして、それらの適用は、

問題を生じなかったことが強調された。最後に、第3項は、条約草案の適用に関して不明確性をもたらさないかという懸念が表明され、その削除が提案された。この提案は反対された。第3項に類似する規則がなければ、各地域単位を拘束する権利を持たない連邦国家は、国際条約を採択することができないであろうということであった。議論の末、委員会は、草案第36条(最終第35条)を修正することなく実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第36条 地域単位における所在]

二またはそれ以上の地域単位を有する国に人が所在する場合は、その人は 営業所を有する地域単位に所在するものとする。譲渡人又は譲受人が二また はそれ以上の地域単位に営業所を有する場合は、営業所は譲渡人又は譲受人 の中央統括が行なわれる所とする。債務者が二またはそれ以上の地域単位に 営業所を有する場合は、営業所は原因契約に最も密接な関連を有する所とす る。人が営業所を持たない場合は、その常居所による。二またはそれ以上の 地域単位を有する国は宣言によって、いつでも当該国内における人の所在を 決定する他の規定を明示することができる。

※ 草案第37条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) [地域単位における準拠法]

[第4章及び第5章に規定する事項を規律する法律の行われる二またはそれ以上の地域単位を有する国においては、それらの章における人又は財産が所在する国の法律の指定は、人又は財産が所在する地域単位における準拠法の指定を意味する。ただし当該国の別の地域単位の法律を適用可能とする規定を含むことを妨げない。国は宣言によって、いつでもこの条の履行方法を明示することができる。]

(A/CN, 9/486, Annex 1 にて新設)

[A/56/17]

68. 草案第37条を以下のような修文に置き換えることが提案された。すなわち、

「二またはそれ以上の地域単位を有する国において、その国における人の所在地は、 人の中央統括が行なわれているところ、又は、人が営業所を持たない場合には、そ の常居所による。ただし、当該国が宣言によって人の所在地を決定する他の規則を 特定した場合を除く」。 69. 委員会は提案された修文に留意した上で、代表らに検討の余地を与えるために、 議論を後に行なうこととした。

187. 草案第37条を後日検討するという決定を想起して(A/CN.9/XXXIV/CRP.1/Add.3, para. 10 参照)、委員会は、以下のような規定ぶりの新しい提案に基づいて、議論を再開した。

「第36条 地域単位への適用

.

3bis. この条に基づく宣言により、この条約が国のすべての地域単位に適用されるわけではなく、原因契約を規律する法律が、この条約が適用されない地域単位において効力を有する法律である場合には、原因契約を規律する法律は締約国の法律ではないものとする。

第37条 地域単位における所在

二以上の地域単位を有する国に人が所在する場合は、その人は営業所を有する地域単位に所在するものとする。譲渡人又は譲受人が二以上の地域単位に営業所を有する場合は、営業所は譲渡人又は譲受人の中央統括が行なわれる所とする。債務者が二以上の地域単位に営業所を有する場合は、営業所は原因契約に最も密接な関連を有する所とする。人が営業所を持たない場合は、その常居所による。二以上の地域単位を有する国は宣言によって、いつでも当該国内における人の所在を決定する他の規定を明示することができる。

第37条 bis 地域単位における準拠法

この条約における国の法律の規定は、二以上の地域単位を有する国の場合、地域単位において効力を有する法律の指定を意味する。国は宣言によって、いつでも準拠法を決定する他の規定を明示することができる。ただし当該国の別の地域単位の法律を適用可能とする規定を含むことを妨げない。」

188. 次のようなことが述べられた。提案された諸規定は、国が二以上の地域単位を有する場合に、条約草案の透明かつ一貫した適用を確実にするために必要である。新草案第36条第 3 項となる、旧草案第36条第 3 項 bis は、宣言が草案第36条に応じてなされた場合における条約草案の適用範囲について取り扱っている、と説明がなされた。新草案第37条は、草案第 5 条(h)項に存する所在に関する定義および旧草案第37条の修文から着想を得たものであり、二以上の地域単位を有する国における人の所在地を決することを企図している。旧草案第37条 bis は、二以上の地域単位を包含

する国における法の概念を定義することを目的とする。

これらの提案は好ましいものとして受け入れられたにもかかわらず、多くの 問題が提起された。ある問題は地域単位への言及は、異なる法制度をもつ地域が含 まれることを指し示すのに十分といえるだろうか、というものであった。それに対 して、異なる法制度について言及する必要はなかろうとの指摘がなされた。なぜな ら、提案された諸規定は、同一の法制度を有する地域単位へ適用されなければなら ないからである。しかしながら、次のような点が述べられた。第36条第1項におけ る異なる法制度をもつ地域単位への言及は、提案された規定に等しく適用される場 合に、広い意味で解されなければならず、立法当局または各地域単位における他の 当局による法とは区別された総体としての、幾つかの地域単位において採択された 統一法を対象としなければならない。他の問題は、国は、銀行のようなある実体の 支店が、地域単位内において、区別された実体として扱われなければならない、と いうことを明示することが可能であろうかということであった。それに対して、新 草案第37条の後段部分に従い、国はある地域単位における人の所在に関して適用さ れることを望む規定を、宣言において、明示する権利を有する、ということが指摘 された。議論の後、委員会は、旧草案第36条第3項 bis、新草案第37条、旧草案第37 条 bis を承認し、これらを起草部会に付託した。

[第37条 地域単位における準拠法]

この条約における国の法律の指定は、二またはそれ以上の地域単位を有する国の場合、地域単位において効力を有する法律の指定を意味する。国は宣言によって、いつでも準拠法を決定する他の規定を明示することができる。 ただし当該国の別の地域単位の法律を適用可能とする規定を含むことを妨げない。

※ A/56/17. Annex 1 にて新設

[第38条 他の国際的協定との抵触]

1. この条約は、すでに発効し又は将来発効する国際的協定であって、この 条約により規律される取引を特別に規律するものに優先するものではない。 2. 前項にかかわらず、この条約は、国際ファクタリングに関する UNI-DROIT 条約 (「オタワ条約」) に優先する。ただし、この条約が債務者の権利及び義務に適用されない範囲において、この条約は、債務者の権利及び義務に関するオタワ条約の適用を妨げない。

※ 草案第36条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

譲渡人が国際的協定の当事国に所在するか、債務者の権利及び義務を扱うこの条約の条項に関して債務者が国際的協定の当事国に所在する場合、この条約は締約されるすべての国際的協定で、当該条約によって規律される事項を含むものには適用されない。

※ 草案第38条 (A/CN, 9/486, Annex, 1)

- 1. この条約は、譲渡人が譲渡契約の締結の時に当該国際的協定の当事国に 所在する場合(債務者の権利及び義務に関するこの条約の条項に関しては、 債務者が原因契約の締結の時に当事国に所在する場合、又は原因契約を規 律する法律が当事国の法律である場合)は、この条約が規律する事項に関 する条項を含むいかなる既存の又は将来の国際的協定にも優先しない。
- 2. 前項にも関わらず、この条約は、国際ファクタリングに関する UNI-DROIT 条約(オタワ条約)に優先する。この条約は、債務者が原因契約締 結時にオタワ条約の当事国に所在する場合、又は原因契約を規律する法律 がオタワ条約の当事国の法律である場合、そしてその国がこの条約の当事 国でない場合、債務者の権利および義務に関するオタワ条約の適用を妨げ ない。

[A/56/17]

71. 二つの国際的協定によって規律される「事項」に関して、第1項が、十分に明解であるとはいえないという懸念が表明された。この点について、「この条約が規律する事項に関する」という語句を「この条約により規律される取引を特別に規律する」という語句に代えることが提案された。このような修正が、UNIDROIT 可動設備国際担保条約(以下、「UNIDROIT 条約草案」という。)に対して与える影響について懸念が表明された。しかしながら、この問題は、本条約草案とUNIDROIT 条約草案の関係についての後の議論の範囲で再検討されうると委員会は理解して、この修正を承認した。

- 72. また、第2項2文は、その目的を果たさない、すなわち、条約草案が債務者の権利及び義務について適用されないとしても、条約草案が債務者の権利及び義務に関して、オタワ条約の適用を排除してしまうおそれがあると指摘された。それゆえ、以下の観点で、この案文を作成し直すことが提案された。「この条約が債務者の権利及び義務について適用されない範囲において、この条約は債務者の権利及び義務に関して、オタワ条約の適用を妨げない」。この提案は、十分な支持を集めた。
- 73. 議論の中で、地域機関から出される様々な規則及び指令が、草案第38条の目的における国際的協定としてみなされるべきである旨を、注釈の中で明記することが提案された。この提案に対して反論がなされた。このような方法は一般的には国際的な立法プロセスを、また特に条約草案の有効性を害するおそれがあるとされた。同様に、様々な地域機関の加盟国同士で締約される義務が、多国間の法文において記載された約束に対する障害となるべきではないことが確認された。さらに、注釈の目的はいずれにせよ裁判所に属する事項を取り扱うことではないことが指摘された。加えて、以下のことが確認された。地域単位において存在する規則あるいは指令の膨大な数に鑑みて、これら全ての条文を検討することは不可能であろうということである。
- 74. 前述の修正 (paras. 71 and 72 参照) および条約草案と UNIDROIT 条約草案 との関係について引き続き検討することを条件として、委員会は草案第38条を大部 において承認し、起草部会に付託した。
- 190. 本条約草案と UNIDROIT 条約草案の関係について再検討しなければならないかもしれないという理解の上で草案第38条を承認した決定(A/CN.9/XXXIV/CRP.1/Add.3, para.12)が想起され、委員会はこの問題を解決するために、本草案の条文の修正であるいくつかの提案について検討した。提案のうちのひとつは以下のようなものであった。

「A 案

本条約は(国際的担保に関する)国際条約によって規定されている限りにおいて、可動設備の資金調達における担保としての債権譲渡には適用されない。

Β案

本条約は、(国際的担保に関する) 国際条約の対象とされる可動設備の部類、たとえば、航空機材に関する設備及び鉄道の移動用車両及び宇宙空間に関する機材の設備の資金調達と関係のある付随的権利となった債権の譲渡には適用されな

1110

- 191. この提案はある程度の支持を得た。以下のように修正されたもう一つの議論に集中した。たとえば、
 - 「1.本条約は可動設備の資金調達における担保としての債権譲渡には適用されない。但し、もっぱら可動設備担保に関する UNIDROIT 条約に属する債権の場合に限る。
 - 2. 本条約は、債務者が本条約の参加国ではなく、UNIDROIT 国際ファクタリング条約(「オタワ条約」)の参加国に所在する場合の債務者の権利及び義務を除いて、オタワ条約に代わって適用される」。
- 192. 提案された法文を支持して、国際的協定の間の対立における伝統的な規則にこの問題をゆだねるべきではないと述べられた。また、この提案のような明快で革新的な解決策は、二つの法文の共通の目的である、より低コストで融資を受けることを優遇することによりよく資するし、さらに、取引において確実性を増す余地があると同時に、必要な予測も可能であると主張された。その上、提案された法文の第1項は適切な規則を、特に航空機の資金調達取引と断ちがたい関連を有する債権に関して、明確に採用したものであることが指摘された。さらに、航空機に関するUNIDROITの議定書は、同時に支払いに関する権利及び履行に関する権利を対象とするという事実に鑑みると、提案されたアプローチ以外であると、航空機に関する債権を、他の航空機に関連する履行請求権を規律する制度以外の法制度に従わせるという結果をもたらすであろう。同時に、航空機に関する伝統的な諸権利は、国内航空機関のもとで従来は登録され、登録地法は、譲渡人の所在地法より、優先権に関する問題を規律するのに適切であると指摘された。最後に、提案された法文の第1項で述べられた航空機と断ち難い関連を有する債権の例外は、本条約及び他の条約の批准の手続を妨げるおそれのある抵抗を利らげるという長所がある。
- 193. この提案はある程度の支持を受けた。しかしながら、一般的な見解によれば、委員会によって変更されたように(A/CN.9/XXXIV/CRP.1/Add.3, para.12 参照)、草案第38条は十分であった。以下のことが強調された。すなわち、提案されたアプローチは極端であり、法律上の間隙を創出するかもしれないということである。なぜなら、たとえ UNIDROIT 条約草案が特定の取引に適用されなくても、そして、たとえその UNIDROIT 条約草案が発効していなくても、本条約草案は適用されないからである。以下のことについてもまた注意が促された。すなわち、提案された

例外は、それが無制限であるために、条約草案の有用性をひどく損なうおそれがあるということである。その上、何も UNIDROIT 条約草案の起草者が以下の事項を定めることを妨げないということが表明された。すなわち、UNIDROIT 条約草案が本条約草案に対して優位を占めるということ、すなわち、そのオフィシャルコメントにおいて国際民間航空協会によって言及された適用範囲を定めることである。最後に、草案第38条において、未だ締結されていない条約に準拠することは非常に困難であることが指摘された。

194. 進行中の会期において委員会によって承認された草案第38条の変更に続き、草案第38条第1項に定められた条件は必要ではなく、削除されてもよいという提案もなされた。この提案は幅広い支持を受けた。しかしながら、他の条約が本条約草案によって他の方法で規律される取引を明白に規律する場合にしか、他の条約は優先すべきでないという委員会の決定を考慮して、「明白に規律する条項を含む」の表現を「特別に規律する」という修文によって置き換えることで意見が一致した。この変更を条件として、委員会は草案第38条(最終第38条)を再び承認し、それを起草部会に付託した。

[第39条 第5章の適用に関する宣言]

国は、いつでも第5章に拘束されない旨を宣言することができる。

- ※ 草案第37条 (A/CN. 9/466, Annex. 1) 上記最終正文に同じ
- ※ 草案第39条(A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ

[A/56/17]

76. 委員会は草案第39条 (最終第39条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第40条 政府その他の公的機関に関する制限」

国は、いつでも、譲渡される債権の支払を担保する人的又は物的な権利を 設定した債務者その他の者が、原因契約を締結した時その国に所在しており、 かつ政府、中央若しくは地方の機関、その下部組織又は公の目的のために設 立された機関である場合に第9条及び第10条に拘束されない旨、又は拘束さ れない範囲を宣言することができる。国がこの宣言をした場合、第9条及び 第10条は、当該債務者その他の者の権利及び義務に影響を及ぼさない。国は、 宣言の対象となる法主体の類型を宣言中にあげることができる。

※ 草案第38条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

譲渡された債権の支払を担保する人的または物的担保権を設定した債務者 その他の者が、原因契約を締結した時その国に所在しており、それが政府、 中央若しくは地方の機関、その下部組織、その他の公的機関である場合、国 は、第10条及び第11条に拘束されない旨いつでも宣言できる。国がそのよう な宣言をした場合、第10条及び第11条は債務者その他の権利及び義務に影響 を与えない。

※ 草案第40条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ 「A/56/17」

78. 委員会は草案第40条(最終第40条)を実質的内容に関して承認し、作業部会に付託した。

[第41条 他の除外事項]

- 1. 国は、いつでも宣言中に明白に掲げた特定の類型の譲渡、又は宣言中に明白に掲げた特定の種類の債権の譲渡にこの条約を適用しない旨宣言することができる。
- 2. 前項に基づく宣言は、次の効力を生じる。
 - (a) この条約は、譲渡人が譲渡契約締結時にそのような国に所在する場合、 その類型の譲渡又はその種類の債権の譲渡に適用されない。
 - (b)債務者の権利義務に影響するこの条約の条項は、原因契約締結時に債務 者がそのような国に所在し、又は原因契約を規律する法がそのような国 の法である場合、適用されない。
- 3. この条は、第9条第3項において掲げる債権の譲渡には適用されない。

※ 草案第39条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

[国はいつでも宣言中にあげた特定の実務にこの条約を適用しない旨宣言することができる。そのような場合には、譲受人がその国に所在するか、債務

者の権利及び義務を扱うこの条約の条項については債務者がその国に所在する時、この条約をその実務に適用しない。]

※ 草案第41条 (A/CN. 9/486, Annex. 1)

- 1. 国は、いつでも宣言中に掲げた類型の譲渡、又は宣言中に掲げた種類の 債権の譲渡にこの条約を適用しない旨宣言することができる。そのような 場合には、譲受人が譲渡契約の締結の時にその国に所在するか、債務者の 権利及び義務を扱うこの条約の条項については債務者が原因契約の締結の 時にその国に所在するとき、又は原因契約を規律する法律がその国の法律 であるとき、この条約をその類型の譲渡又はその種類の債権の譲渡に適用 しない。
- 2. 前項に基づく宣言は、次の効力を生じる。
 - (a) この条約は、譲渡人が譲渡契約締結時にそのような国に所在する場合、 その類型の譲渡又はその種類の債権の譲渡に適用されない。
 - [(b)債務者の権利義務に影響するこの条約の条項は、原因契約締結時に債務者がそのような国に所在し、又は債権を規律する法がそのような国の法である場合、適用されない。]

[A/56/17]

- 80. 宣言の効果につき述べる条約草案41条、及びそのような宣言を国家に認める条約草案第4条第4項には、ともにブラケットがかけられていた。これは、作業部会が本規定についての合意に達することが出来なかったためであった。
- 81. 作業部会の最終会期では、条約草案第41条の維持に賛成する見解も反対する見解も繰り返し表明された(A/CN. 9/486, paras. 115-118)。一方からは、柔軟性を国家に認めるために、この規定を残しておくべきとされた。この柔軟性は、条約草案第4条において除外される実務以外の既存の実務と同様、条約草案に適合しない可能性のある、現在においては予測できないような将来の実務を除外することで、条約草案の適用領域を諸国家の必要性に適合させるために必要なものである。とりわけ、条約草案第4条が除外されるべき既存の実務の全てを扱うとしても、条約草案第41条は将来の実務に関する柔軟性を保証するために、なお必要なものであることが強調された。例として、券面廃止された有価証券が引き合いに出され、新たな実務および急速に発展する実務に関して、このような柔軟性が必要であることが示された。このようなアプローチは、条約草案を国家にとってより容易に受け入れられ

るものにすることを可能にすることも主張された。さらに、宣言のメカニズムは十分に透明なものであり、実務において問題を生じさせるものではないことが確認された。しかし、委員会は条約草案第41条の単純化を試みることを勧めた。柔軟性が奨励されるべきであるのであれば、条約草案においてバランスのとれた形でなされるべきであるとも主張された。そのために、他の実務を除外するためだけでなく、取りこむためにも、国家に宣言のメカニズムを利用することを条文で認めることが提案された。この提案は、条約草案が適用されない実務、たとえば契約によらない債権譲渡についても及ぶことを条件に検討され得ると回答された。

82. 他方、そのような規定ぶりは条約草案が呈する確実性と統一性を危険に晒す恐 れがあるということが持ち出された。国家が自ら選択した諸実務を除外することが 許容されている場合には、条約草案の適用範囲は国家ごとに異なりうるし、当事者 は適切な宣言を識別し解釈しなければならない、ということが指摘された。おそら く、これは今日容易ではない。また、次のことも表明された。すなわち、これら宣 言が条約草案の適用を除外するであろうが故に、これら宣言は相互に服する留保を 構成することとなろうということ、そして、それは、本条約の適用を複雑にする可 能性があるということである。その上で、国際統一制度を創設するメリットは、条 約草案を採択するために自らの固有の法制を変えなければならない国家にとっては やむを得ぬ代償となる、ということが指摘された。このメリットが損なわれ又は減 退される場合には、諸国家は条約の採択をためらうかもしれない。さらには、無制 限に除外を許容する場合には、諸国家が商業債権譲渡または譲渡禁止特約のある契 約から生じた債権の譲渡を除外するという不測の事態に至りうる、ということが強 調された。これらのような除外の余地を残すことは、不確実性を作出し、商業債権 譲渡による資金調達機関は、絶えす、宣言したという事実を有しないか確認しなけ ればならないだろう。このような結果は条約草案の有用性を相当に減少させうる。 そのような結果を避けるために、少なくとも、草案第41条において、商業債権譲渡 に関する実務は宣言によって除外し得ないことが明言されることが提案された。

83. 委員会のメンバーは、草案第41条において、宣言によって除外され得る諸実務を明らかにし、または、列挙するということが、おそらく必要であろうということを、原則として承認していた。そのようなリストの中身は、草案第4条の最終確定迄は、決められないことは、広く受け止められていた。それゆえ、委員会は、草案第4条の審査完成まで草案第41条(最終第41条)の審査を延期することとした。し

かしながら草案第4条についての議論を再開しないことが進言された、というのも 委員会は第33会期においてこの規定を承認したからである。

[第42条 附属書の適用]

- 1. 国は、いつでも次のいずれかによって拘束されることを宣言することができる。
 - (a) 附属書第1部に規定する優先関係の規則に拘束され、附属書第2部に基づき設立される国際登録システムに参加すること
 - (b) 附属書第1部に規定する優先関係の規則に拘束され、かかる規則の目的 を満たす登録システムを用いることにより、その優先関係の規則を実施 すること。この場合において、附属書第1部の適用上、そのシステムに 基づく登録は、附属書第2部に基づく登録と同様の効力を有する。
 - (c)附属書第3部に規定する優先関係の規則
 - (d) 附属書第4部に規定する優先関係の規則
 - (e) 附属書第7条及び第9条に規定する優先関係の規則
- 2. 第22条の適用上、
 - (a)前項(a)又は(b)に基づく宣言を行なう国の法律とは、第5項に基づいて 行なわれた宣言による影響が及ぶ、附属書第1部に規定する規則をいう。
 - (b)前項(c)に基づく宣言を行なう国の法律とは、第5項に基づいて行なわれた宣言による影響が及ぶ、附属書第3部に規定する規則をいう。
 - (c)前項(d)に基づく宣言を行なう国の法律とは、第5項に基づいて行なわれた宣言による影響が及ぶ、附属書第4部に規定する規則をいう。
 - (d)前項(e)に基づく宣言を行なう国の法律とは、第5項に基づいて行なわれた宣言による影響が及ぶ、附属書第7条及び第9条に規定する規則をいう。
- 3. 第1項に基づく宣言を行なう国は、宣言が効力を生じるより前にされた 譲渡が、合理的な期間内に、これらの規則に従うこととする規則を定める ことができる。
- 4. 第1項に基づく宣言を行っていない国は、その国で有効な優先関係の規則に従い、附属書第2部に基づき設立した登録システムを用いることがで

きる。

- 5. 国が第1項に基づく宣言を行なう時又はその後、その国は、次の事項を 宣言することができる。
 - (a)一定の類型の譲渡又は一定の種類の債権の譲渡に、第1項の下で選択される優先関係の規則を適用しない旨
 - (b) その宣言において特定された変更を加えてそれらの優先関係の規則を適 用する旨
- 6. この条約の締約国及び署名国の3分の1以上から成る締約国又は署名国の要求で、寄託者は、監督機関及び第一登録機関に、附属書第2部に規定する規則を準備し、又は改訂するように指定するために、締約国及び署名国の会議を招集しなければならない。

※ 草案第40条 (A/CN. 9/466, Annex. 1)

- 1. 締約国は、いつでも [附属書第1部及び/又は第2部又は第3部に拘束されることを] [次のいずれかを] 宣言することができる。
 - (a) 附属書第1部の登録に基づく優先関係の規則に拘束され、附属書第2部 に基づき設立される国際登録システムに参加すること。
 - (b) 附属書第1部の登録に基づく優先関係の規則に拘束され、「附属書第2部に基づき制定される規則により」目的を満たす登録システムを用いることにより、その優先関係の規則を実施すること。この場合において、附属書第1部の適用上、そのシステムに基づく登録は、附属書第2部に基づく登録と同様の効力を有するものとする。
 - (c)附属書第3部の譲渡契約の時に基づく優先関係の規則に拘束されること。
- 2. 第24条の適用上、前項(a)又は(b)に基づく宣言を行なう締約国の法律とは、附属書第1部に規定する規則をいい、同項(c)に基づく宣言を行なう締約国の法律とは、附属書第3部に規定する規則をいう。締約国は、宣言が効力を生じる前にされた譲渡が、合理的な期間内に、これらの規則に従うこととする規則を定めることができる。
- 3. 第1項に基づく宣言を行っていない締約国は、国内の優先関係の規則に 従い、附属書第2部に基づき設立した登録システムを用いることができ る。]

※ 草案第42条 (A/CN, 9/486, Annex, 1)

- 1. 国はいつでも次のいずれかによって拘束されることを宣言することができる。
 - (a) 附属書第1部に規定する優先関係の規則に拘束され、附属書第2部に基づき設立される国際登録システムに参加すること
 - (b) 附属書第1部に規定する優先関係の規則に拘束され、かかる規則の目的 を満たす登録システムを用いることにより、その優先関係の規則を実施 すること。この場合において、附属書第1部の適用上、そのシステムに 基づく登録は、附属書第2部に基づく登録と同様の効力を有する。
 - (c)附属書第3部に規定する優先関係の規則
 - (d) 附属書第4部に規定する優先関係の規則
 - (e) 附属書第7条及び第8条に規定する優先関係の規則
- 2. 第24条の適用上、
 - (a)前項(a)又は(b)に基づく宣言を行う国の法律とは、附属書第1部に規定する規則をいう。
 - (b)前項(c)に基づく宣言を行なう国の法律とは、附属書第3部に規定する 規則をいう。
 - (c)前項(d)に基づく宣言を行う国の法律とは、附属書第4部に規定する規則をいう。
 - (d)前項(e)に基づく宣言を行なう国の法律とは、附属書第7条及び第8条に規定する規則をいう。
- 3. 第1項に基づく宣言を行なう国は、宣言が効力を生じるより前にされた 譲渡が、合理的な期間内に、これらの規則に従うこととする規則を定める ことができる。
- 4. 第1項に基づく宣言を行っていない国は、その国で有効な優先関係の規則に従い、附属書第2部に基づき設立した登録システムを用いることができる。
- 5. 国が第1項に基づく宣言を行う時又はその後、その国は、第1項の下で 選択される優先関係の規則を、一定の類型の譲渡又は一定の種類の債権の 譲渡には適用しない旨宣言することができる。

[A/56/17]

85. 様々な提案が表明された。そのうちの一つは、本条第2項と第5項との相関関係を明瞭にするために、第2項の(a)号から(d)号まで各号の終わりに、「第5項に基づいて行なわれた宣言による影響が及ぶ」といった文言を付け加えなければならないというものであった。もう一つの提案は、宣言によって明確に示される変更とともに附属書の規定を国家が採択することが許されるべきであるというものであった。第5項の最後に「又は、その宣言において特定された変更を加えてそれらの優先関係の規則を適用する旨」といった文言を付け加えることが提案された。これらの修正をうけて、委員会は草案第42条(最終第42条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第43条 宣言の効果]

- 1. 第35条第1項、第36条、第37条又は第39条から第42条までに基づいて署 名の際に行なわれた宣言は、批准、受諾又は承認により確認されなければ ならない。
- 2. 宣言及び宣言の確認は、書面で公式に寄託者に通報されなければならない。
- 3. 宣言は、関係国に対して、条約の発効と同時に効力を生じる。寄託者が 発効後に公式な速報を受領した場合は、宣言は、寄託者の受領後6か月を 経過した翌月の最初の日に効力を生じる。
- 4. 第35条第1項、第36条、第37条又は第39条から第42条までに基づく宣言を行った国は、寄託者に宛てた書面による通報により、いつでも当該宣言を撤回することができる。撤回は、寄託者の受領後6か月を経過した翌月の最初の日に効力を生じる。
- 5. 関係国に対して、条約の発効後効力を生じる第35条第1項、第36条、第37条又は第39条から第42条までに基づく宣言又はその撤回においては、その効力はいずれの場合においても附属書を含むこの条約の規則を適用されることとすることができる。
 - (a) 次号に定める場合を除き、第1条第1項(a) にいう締約国に対して、宣言又は撤回が効力を生じた日又はその日以降に締結された譲渡契約による譲渡についてのみ、その規則は適用される。

- (b)第1条第3項にいう締約国に対して、宣言又は撤回が効力を生じた日又 はその日以降に締結された原因契約についてのみ、債務者の権利及び義 務を扱う規則は適用される。
- 6. 関係国に対して、条約の発効後効力を生じる第35条第1項、第36条、第37条又は第39条から第42条までに基づく宣言又はその撤回においては、その効力はいずれの場合においても附属書を含むこの条約の規則を適用されないこととすることができる。
 - (a) 次号に定める場合を除き、第1条第1項(a) にいう締約国に対して、宣言又は撤回が効力を生じた日又はその日以降に締結された譲渡契約による譲渡について、その規則は適用されない。
 - (b)第1条第3項にいう締約国に対して、宣言又は撤回が効力を生じた日又 はその日以降に締結された原因契約について、債務者の権利及び義務を 扱う規則は適用されない。
- 7. 第5項又は前項に規定する宣言又は撤回の結果、適用されることとされた、又は適用されないこととされた規則が、その宣言又は撤回が効力を生じる前に締結された譲渡契約の債権に関して、又は proceeds に関して、優先権の決定に関係がある場合、譲受人の権利は、その宣言又は撤回の前に優先権を決定する法律に基づき、それが優先権を有する限度で競合する権利の主張者の権利に優先する。

※ 草案第38条 (A/CN, 9/466, Annex, 1)

- 1. 第35条第1項及び第37条から第40条までに基づいて署名の際に行われた 宣言は、批准、受諾又は承認されなければならない。
- 2. 宣言及び宣言の確認は、書面で公式に寄託者に通報されなければならない。
- 3. 宣言は、関係国に対して、条約の発効と同時に効力を生じる。寄託者が 発行後に公式な通報を受領した場合は、宣言は、寄託者の受領後6ヶ月の 期間が経過した翌月の最初の日に効力を生じる。
- 4. 第35条第1項及び第37条から第40条までに基づく宣言を行った国は、寄 託者に宛てた書面による通報により、いつでも当該宣言を撤回することが できる。撤回は、寄託者の受領後6ヶ月の期間が経過した翌月の最初の日

に効力を生じる。

- 5. 宣言又はその撤回は、それが効力を生じた日以前に行われた譲渡に関する当事者の権利に影響を及ぼさない。
- ※ 草案第40条 (A/CN. 9/486, Annex. 1) 上記最終正文に同じ 「A/56/17]
- 87. 委員会は草案第43条(最終第43条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「第44条 留保]

この条約において、明示の規定がある場合を除き、留保は認められない。

- ※ 草案第42条 (A/CN. 9/466, Annex 1) 上記最終正文に同じ
- ※ 草案第44条 (A/CN. 9/486, Annex 1) 上記最終正文に同じ

[A/56/17]

89. 注釈は、起草における二つの考え得る変更(すなわち、「又は宣言」の文言を「留保」の後に加えること、または「permitted」の後の文言を削除すること)を参照することで、草案第44条の適用を明白にすることが提案された。委員会は草案第44条(最終第44条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第45条 発効]

- 1. この条約は、寄託者への批准、受諾、承認又は加入についての第5番目の文書の寄託日から6か月を経過した後の翌月の初日に効力を生じる。
- 2. 批准、受諾、承認又は加入についての第5番目の文書の寄託日以後、この条約の締約国となる国に対しては、この条約は、当該国の名で適式な文書で寄託された日から6か月を経過した後の翌月の初日に効力を生じる。
- 3. この条約で債務者の権利義務を規定する条項が、第1条第3項にいう締約国に関してこの条約の効力が発生した日以後に締結された原因契約から生じる債権の譲渡にのみ適用される場合、第1条第1項(a)にいう締約国に関してこの条約の効力が発生した日以後に譲渡契約が締結されるとき、この条約は譲渡にのみ適用される。

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

4. 第1条第1項(a)にいう締約国に関してこの条約の効力が発生する日の前に締結された譲渡契約にしたがって債権が譲渡される場合、譲受人の権利は、この条約が存在しないとき優先関係を決定する法律のもとで譲受人の権利が優先する範囲で、債権について競合する権利の主張者の権利に優先する。

※ 草案第43条 (A/CN, 9/466, Annex 1)

- 1. この条約は、批准、受諾、承認又は加入についての第5番目の文書の寄 託日から6ヶ月が経過した翌月の初日に効力を生じる。
- 2. 批准、受諾、承認又は加入についての第5番目の文書の寄託日以後に締約国となった国に対しては、この条約は当該国の名で、適式な文書が寄託された日から6ヶ月が経過した翌月の初日に効力を生じる。
 - [3.この条約は、締約国に条約の効力が発生した日以後になされた譲渡で、 第1条第1項で述べられた譲渡に対してのみ適用される。]

※ 草案第45条 (A/CN, 9/486, Annex 1)

- 1. この条約は、寄託者への批准、受諾、承認又は加入についての第5番目の文書の寄託日から6か月を経過した翌月の初日に効力を生じる。
- 2. 批准、受諾、承認又は加入についての第5番目の文書の寄託日以後、この条約の締約国となる国に対しては、この条約は、当該国の名で適式な文書で寄託された日から6か月を経過した翌月の初日に効力を生じる。
- 3. この条約で債務者の権利義務を規定する条項が、第1条第3項にいう締約国に関してこの条約の効力が発生した日以後に締結された原因契約から生じる債権の譲渡にのみ適用される場合、第1条第1項(a)にいう締約国に関してこの条約の効力が発生した日以後に譲渡契約が締結されるとき、この条約は譲渡にのみ適用される。
- 4. 第1条第1項(a)にいう締約国に関してこの条約の効力が発生する日の前に締結された譲渡契約にしたがって債権が譲渡される場合、譲受人の権利は、この条約が存在しないとき優先関係を決定する法律のもとで譲受人の権利が優先する範囲で、債権及びその proceeds について競合する権利の主張者の権利に優先する。

[A/56/17]

91. 草案第24条 (para. 37 参照) の proceeds に関する規定の削除に伴う、第 4 項 の「proceeds」という文言の削除を条件として、委員会は草案第45条 (最終第45条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第46条 廃棄]

- 1. 締約国は、寄託者に宛てた書面による通告により、いつでもこの条約を 廃棄することができる。
- 2. 廃棄は、寄託者が通告を受領した時から1年を経過した後の翌月の初日 に効力を生じる。より長期の期間が通告の中に明記されている場合には、 廃棄は、通告が寄託者に受領された時からその期間が経過した時に効力を 生じる。
- 3. この条約で債務者の権利義務を規定する条項が、第1条第3項にいう締約国に関して廃棄が効力を発生する日の前に締結された原因契約から生じる債権の譲渡にのみ、なお適用することができる場合、第1条第1項(a)にいう締約国に関して廃棄が効力を発生する日の前に譲渡契約が締結されるとき、この条約は、なお譲渡に適用することができる。
- 4. 第1条第1項(a)にいう締約国に関して廃棄が効力を発生する日の前に締結された譲渡契約にしたがって債権が譲渡される場合、譲受人の権利は、この条約において優先関係を決定する法律のもとで譲受人の権利が優先する範囲で、債権について競合する権利の主張者の権利に優先する。

※ 草案第44条 (A/CN, 9/466, Annex 1)

- 1. 締約国は、寄託者に宛てた書面による通告により、いつでもこの条約を 廃棄することができる。
- 2. 廃棄は、寄託者が通告を受領してから1年が経過した翌月の初日に効力を生じる。より長期の期間が通告中に明定されている場合は、廃棄は、通告が寄託者に受領された後、より長期の期間が経過することにより効力を生じる。
 - [3.この条約は、廃棄が効力を生じる日付以前になされた譲渡には引き続き適用される。]
- ※ 草案第46条 (A/CN. 9/486, Annex 1)

- 1. 締約国は、寄託者に宛てた書面による通告により、いつでもこの条約を 廃棄することができる。
- 2. 廃棄は、寄託者が通告を受領してから1年が経過した翌月の初日に効力を生じる。より長期の期間が通告中に明定されている場合は、廃棄は、通告が寄託者に受領された後、より長期の期間が経過することにより効力を生じる。
- 3. この条約で債務者の権利義務を規定する条項が、第1条第3項にいう締約国に関して廃棄が効力を発生する日の前に締結された原因契約から生じる債権の譲渡にのみ、なお適用することができる場合、第1条第1項(a)にいう締約国に関して廃棄が効力を発生する日の前に譲渡契約が締結されるとき、この条約は、なお譲渡に適用することができる。
- 4. 第1条第1項(a)にいう締約国に関して廃棄が効力を発生する日の前に締結された譲渡契約にしたがって債権が譲渡される場合、譲受人の権利は、この条約において優先関係を決定する法律のもとで譲受人の権利が優先する範囲で、債権及びその proceeds について競合する権利の主張者の権利に優先する。

[A/56/17]

93. 草案第24条の proceeds 関連規定の削除にともない、本条第4項の proceeds という文言も削除される。これを受けて、委員会は、草案第46条(最終第46条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[第47条 改訂と修正]

- 1. この条約の締約国のうち、少なくともその3分の1以上の要求で、寄託 者は、この条約を改訂又は修正するために、締約国会議を招集しなければ ならない。
- 2. この条約の修正の発効後に寄託された、批准、受諾、承認又は加入についてのすべての文書は、修正された条約に適用されるものとみなす。
- ※ 草案第47条(A/CN, 9/486, Annex 1) 上記最終正文に同じ
- ※ A/CN. 9/486. Annex 1 にて新設

[A/56/17]

95. 草案第47条に定められた改訂手続は将来の実務要請に適合するように活用され 得るという見地を考慮し、委員会は、本条の議論を、草案第4条第4項および第41 条に関する議論が終了するまで、延期するものとした。

附属書

第1部 登録に基づく優先関係の規則

[附属書第1条 複数の譲受人間の優先関係]

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡される 債権に対する譲受人の権利の優先関係は、債権の移転時にかかわらず、この 附属書第2部に基づき、譲渡に関するデータが登録された順によって決定さ れる。データが登録されていない場合、優先関係は各譲渡契約の締結順によ って決定される。

※ 附属書草案第1条(A/CN, 9/466, Annex 1)

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、債権の移転の時にかかわらず、優先関係は、第2部の規定に基づき譲渡に関するデータが登録された順序によって決定される。データが登録されていない場合は、優先関係は、譲渡の時に基づき決定する。

※ 附属書草案第1条 (A/CN. 9/486, Annex 1)

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡される債権及びその proceeds に対する譲受人の権利の優先関係は、債権の移転時にかかわらず、この附属書第2部に基づき、譲渡に関するデータが登録された順によって決定される。データが登録されていない場合、優先関係は各譲渡契約の締結順によって決定される。

[A/56/17]

97. proceeds に関する言及を削除したことを受けて、委員会は附属書草案第1条 (附属書最終第1条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[附属書第2条 譲受人と譲渡人の倒産管財人又は債権者間の優先関係]

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

倒産手続の開始、差押、裁判上の行為又は権限を有する機関による類似の 行為の前に、債権が譲渡され、かつ譲渡に関するデータがこの附属書第2部 に基づき登録された場合、譲渡される債権に対する譲受人の権利は、倒産管 財人の権利及び差押、裁判上の行為又は類似の行為によって、譲渡される債 権に対して権利を取得した債権者の権利に優先する。

※ 附属書草案第2条(A/CN. 9/466, Annex 1)

譲受人は、倒産手続の開始又は差押より前に、債権が譲渡され、かつ第2部の規定に基づき譲渡に関するデータが登録された場合には、譲渡人の倒産管財人及び債権者(譲渡された債権を差押えた債権者を含む。)に優先する。「ただし、この条約第25条の規定に従うことを条件とする。」

※ 附属書草案第2条(A/CN, 9/486, Annex 1)

倒産手続の開始、差押、裁判上の行為又は権限を有する機関による類似の行為の前に、債権が譲渡され、かつ譲渡に関するデータがこの附属書第2部に基づき登録された場合、譲渡される債権及びその proceeds に対する譲受人の権利は、倒産管財人の権利及び差押、裁判上の行為又は類似の行為によって、譲渡される債権又はその proceeds に対して権利を取得した債権者の権利に優先する。

[A/56/17]

99. proceeds に関する言及を削除したことを受けて、委員会は附属書草案第2条 (附属書最終第2条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

第2部 登録

[附属書第3条 登録システムの設立]

譲渡又は債権が国際的なものではなくても、登録機関及び監督機関が制定する規則に従い、譲渡に関するデータの登録のための登録システムが設立される。この附属書に基づき登録機関及び監督機関が制定する規則は、この附属書に沿うものとなる。その規則は、登録システムを実施する方法及び実施に関する紛争を解決するための手続の細則を定める。

※ 附属書草案第3条(A/CN, 9/466, Annex 1)

この条約並びに登録機関及び監督機関が制定する規則に基づき、譲渡に関するデータの登録のための登録システムを設立する。規則は、登録システムを実施する方法及び実施に関する紛争を解決するための手続の細則を定める。

※ 附属書草案第3条(A/CN. 9/486, Annex 1) 上記最終正文に同じ「A/56/17]

101. 附属書草案第3条は、監督機関及び登録機関に授権の方式を明確にしない重要な権限を与えることになると懸念と共に指摘された。この懸念に対する返答として、多数の提案が示された。このうちのひとつは、附属書草案第3条を、この問題に対応するために、より一般的な表現に作り直すというものであった。この提案は十分な支持を得られなかった。また、監督機関及び登録機関の授権の方式を草案において明白に決める提案がなされた。その点に関しては、以下のような修文が提案された(A/CN. 9/491, para. 26 参照)。

「この条約の[締約国][署名国]の少なくとも三分の一の求めに応じて、監督機関と第一登録機関の授権のため、最初の規則の準備のため、及び後者の見直し又は修正のために、受託者は「締約国][署名国]の会議を召集する。」

102. この提案は委員会の中で十分な支持を得た。締約国も署名国も会議の召集を要求し、そこに参加することが認められなければならないと決せられた。議論の後に、委員会は附属書草案第3条(附属書最終第3条)を実質的内容に関して、また、上に提案された文言をブラケットを削除する条件付きで承認した。そして起草部会にこれら二つの規定を付託した〔編者注、ただし上記修文による補正は最終正文に組み込まれていない〕。

[附属書第4条 登録]

- 1. 何人も、この附属書と規則に従い、登録機関に譲渡に関するデータを登録することができる。規則に基づき、登録されたデータは、譲渡人及び譲受人を特定し、かつ譲渡される債権を簡潔に記載するものとする。
- 2. 債権が登録時に存在しているかどうかにかかわらず、一の登録は、譲渡 人の譲受人に対する既存の又は将来の債権の一又は複数の譲渡を含むこと ができる。

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

- 3. 登録は関係する譲渡の前にすることができる。規則は譲渡がなされなかった場合における登録の取消のための手続を確立する。
- 4. 登録又はその修正は、検索する者が第1項のデータを得ることができる 時から有効となる。登録する者は、規則に基づく選択に従い、登録の有効 期間を定めることができる。この定めのない場合、登録は5年間有効であ る。
- 5. 規則は、登録の更新、修正及び消除の方法並びにその他の登録制度の実施に必要な事項を定める。
- 6. 譲渡人の特定に関する欠陥、異常、遺漏又は過誤により、譲渡人の正確 な特定による検索では登録されたデータを発見できないこととなる場合、 その登録は無効となる。

※ 附属書草案第4条(A/CN, 9/466, Annex 1)

- 1. 規則により権限のある者は、この条約及び登録規則に従い、登録機関に 譲渡に関するデータを登録することができる。登録するデータは、規則に 基づき譲渡人及び譲受人を特定し、かつ譲渡される債権を簡潔に記載する ものでなければならない。
- 2. 一の登録は、次の事項を含むことができる。
 - (a)譲渡人の譲受人に対する二以上の債権の譲渡
 - (b)未だ行われていない譲渡
 - (c)登録した時に存在しない債権の譲渡
- 3. 登録又はその修正は、検索する者が第1項のデータを得ることができる時から有効となる。登録する者は、規則に基づく選択に従い、登録の有効期間を定めることができる。この定めのない場合、登録は5年間有効である。規則は、登録の更新、修正及び消除の方法並びにその他の登録制度の実施に必要な事項(この附属書に沿うものに限る。)を定める。
- 4. 譲渡人の特定に関する欠陥、異常、遺漏又は過誤により譲渡人を特定することによる検索によっては登録されたデータを発見できないこととなる場合は、その登録は無効となる。
- ※ 附属書草案第4条(A/CN. 9/486, Annex 1) 上記最終正文に同じ [A/56/17]

104. 委員会は附属書草案第4条 (附属書最終第4条) を修正することなく実質的 内容に関して承認し、起草部会に付託した。

第3部 譲渡契約の時に基づく優先関係の規則

「附属書第5条 登録の検索]

- 1. 何人も、規則に基づき、譲渡人を特定することにより登録機関の記録を 検索し、書面により検索の結果を得ることができる。
- 2. 登録機関が発行する書面による検索の結果は証拠とすることができ、反対の証拠のない限り、登録の日及び時を含む検索に関するデータを証明する。
- ※ 附属書草案第5条(A/CN. 9/466, Annex 1)
 - 1. 何人も、規則に基づき、譲渡人を特定することにより登録機関の記録を 検索し、書面により検索の結果を得ることができる。
 - 2. 登録機関が発行する書面による検索の結果は証拠とすることができ、反対の証拠のない限り、検索に関するデータ(次の事項を含む。)を証明する。
 - (a)登録の日及び時
 - (b)登録の順序
- ※ 附属書草案第5条(A/CN. 9/486, Annex 1) 上記最終正文に同じ「A/56/17]

106. 委員会は附属書草案第5条(附属書最終第5条)を修正することなく実質的 内容に関して承認し、起草部会に付託した。

「附属書第6条 複数の譲受人間の優先関係]

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡される 債権に対する譲受人の権利の優先関係は、各譲渡契約の締結の順序によって 決定される。

※ 附属書草案第6条(A/CN. 9/466, Annex 1)

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡契約の

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

日が最も早い譲受人がその債権を取得する。

※ 附属書草案第6条(A/CN. 9/486, Annex 1)

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡される 債権及びその proceeds に対する譲受人の権利の優先関係は、譲渡契約の締結 の順序によって決定される。

[A/56/17]

108. proceeds に関する言及を削除したことを受けて、委員会は附属書草案第6条 (附属書最終第6条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[附属書第7条 譲受人と譲渡人の倒産管財人又は債権者間の優先関係]

倒産手続の開始、差押、裁判上の行為又は権限を有する機関による類似の 行為の前に、債権が譲渡された場合、譲渡される債権に対する譲受人の権利 は、倒産管財人の権利及び差押、裁判上の行為又は類似の行為によって、譲 渡される債権に対して権利を取得した債権者の権利に優先する。

※ 附属書草案第7条(A/CN, 9/466, Annex 1)

譲受人は、倒産手続の開始又は差押より前に債権が譲渡された場合、譲渡 人の倒産管財人及び債権者(譲渡された債権を差押えた債権者を含む。)に優 先する。[ただし、この条約第25条の規定に従うことを条件とする。]

※ 附属書草案第7条 (A/CN. 9/486, Annex 1)

倒産手続の開始、差押、裁判上の行為又は権限を有する機関による類似の行為の前に、債権が譲渡された場合、譲渡される債権及びその proceeds に対する譲受人の権利は、倒産管財人の権利及び差押、裁判上の行為又は類似の行為によって、譲渡される債権又はその proceeds に対して権利を取得した債権者の権利に優先する。

[A/56/17]

110. proceeds に関する言及を削除したことを受けて、委員会は附属書草案第7条 (附属書最終第7条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[附属書第8条 譲渡契約時の証明]

この附属書の第6条及び第7条に関する譲渡契約の締結時は、証人を含む あらゆる方法によって証明することができる。

※ A/56/17, Annex 1 にて新設

[A/56/17]

111. 譲渡契約の締結時をどのように証明するかという問題の返答として、以下のような修文が提案された。「附属書第6条及び附属書第7条に関する譲渡契約の締結時は、あらゆる方法によって証明される。」この提案の文言は委員会の中で大きな支持を得た。議論の後に、委員会はこの提案を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

第4部 譲渡通知の時に基づく優先関係の規則

「附属書第9条 複数の譲受人間の優先関係]

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡される 債権に対する譲受人の権利の優先関係は、各譲渡の通知が債務者によって受 領された順によって決定される。ただし、譲受人は、債務者に通知をするこ とによって、自らの譲渡契約の締結時に知っていた先行譲渡への優先権を取 得することはできない。

※ 附属書草案第8条(A/CN. 9/486, Annex 1)

同一の譲渡人から同一の債権を譲り受けた者の間においては、譲渡される 債権及びその proceeds に対する譲受人の権利の優先関係は、譲渡の通知がな された順によって決定される。

(A/CN. 9/486, Annex 1 にて新設)

[A/56/17]

113. 通知に基づいた優先関係のシステムは、これが国々に推奨されなければならないものとして、それほど有効なものではないという懸念が表明された。この返答として、このようなシステムは多くの国々ですでに存在し、うまく機能していることが強調された。その上で、附属書の目的は異なる優先関係のシステムを評価することにあるのではなく、公平で包括的な方法を示すためにあることを明確にした。

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

114. 明快な規定を表明するために、附属書草案第8条に、以下の修文を補って完成することが提案された。

「ただし、債権の譲渡時に、先行譲渡について知る譲受人は、その先行譲渡に対して優先権を取得することはできない。」また、これと同様の目的で、通知が行われた日付ではなく、債務者が譲渡通知を受け取った日付を参照する提案がなされた。この修正と proceeds への参照の削除を条件として(para. 37 参照)、委員会は附属書草案第8条(附属書最終第9条)を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

[附属書第10条 譲受人と譲渡人の倒産管財人又は債権者間の優先関係]

倒産手続の開始、差押、裁判上の行為又は権限を有する機関による類似の 行為の前に、債権が譲渡され、かつ通知が債務者によって受領された場合、 譲渡される債権に対する譲受人の権利は、倒産管財人の権利及び差押、裁判 上の行為又は類似の行為によって、譲渡される債権に対して権利を取得した 債権者の権利に優先する。

※ 附属書草案第9条(A/CN. 9/486, Annex 1)

倒産手続の開始、差押、裁判上の行為又は権限を有する機関による類似の行為の前に、債権が譲渡され、かつ通知がなされた場合、譲渡される債権及びその proceeds に対する譲受人の権利は、倒産管財人の権利及び差押、裁判上の行為又は類似の行為によって、譲渡される債権又はその proceeds に対して権利を取得した債権者の権利に優先する。

(A/CN, 9/486, Annex 1 にて新設)

[A/56/17]

116. proceeds に関する言及を削除したことを受けて、委員会は附属書草案第9条 (附属書最終第10条) を実質的内容に関して承認し、起草部会に付託した。

付・条文番号対照表

付・条又番号对照表						
A/CN.9/466, Annex 1	A/55/17, Annex 1	A/CN.9/486, Annex 1	A/56/17, Annex 1			
1	1	1	1			
2	2	2	2			
3	3	3	3			
4	4	4	4			
5	Deleted	-	_			
6	5	5	5			
7	6	6	6			
8	7	7	7			
-	8(New)	8	Deleted			
9	9	9	8			
10	10	10	Deleted			
11	11	11	9			
12	12	12	10			
13	13	13	11			
14	14	14	12			
15	15	15	13			
16	16	16	14			
17	17	17	15			
18		18	16			
19		19	17			
20		20	18			
21		21	19			
22		22	20			
23		23	21			
24		24	22			
25		25	23			
26		26	24			
27		27	25			
-		28(New)	26			
-		-	27(New)			
28		29	28			
29		30	29			
30		31	30			
31		32	31			

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

32	33	32
33	34	33
34	35	34
35	36	35
_	37(New)	36
-	-	37(New)
36	38	38
37	39	39
38	40	40
39	41	41
40	42	42
41	43	43
42	44	44
43	45	45
44	46	46
-	47(New)	47
Annex 1	Annex 1	Annex 1
Annex 2	Annex 2	Annex 2
Annex 3	Annex 3	Annex 3
Annex 4	Annex 4	Annex 4
Annex 5	Annex 5	Annex 5
Annex 6	Annex 6	Annex 6
Annex 7	Annex 7	Annex 7
_	-	Annex 8(New)
_	Annex 8(New)	Annex 9
_	Annex 9(New)	Annex 10

あとがき

本稿の連載を終えるにあたって、若干の補遺を記しておきたい。

まず、本国連国際債権譲渡条約の現況であるが、2002年10月現在では、ルクセンブルグ一国が署名しているのみであり(2002年6月12日署名)、未だ発効はしていないという状況である。今後、わが国の対応も含め、署名への積極的な動きが活発になることが期待される。

また、筆者(池田真朗)の知る範囲では、本条約については、UNCITRAL 国際契約実務作業部会で草案作成に携わった関係者の中で、UNCITRAL 事務局の、本条約草案作成作業の主任担当者バジナス上席事務官や、アメリカ合衆国代表の一人であるスミス弁護士らが解説の論考を公にしている。わが国では、筆者と北澤助教授の論考については本稿「まえがき」(75巻7号)に掲げたが、その他に東北大学の(3)

ただ、UNCITRAL事務局は、本条約に引き続く課題として、既に「担保付取引に関する立法指針」の作成作業に入っているため、本稿「まえがき」にも記したように、本条約についての正式の注釈書が近い将来に公になる可能性は低いようである。本稿は、UNCITRAL総会報告書の記述を各正文に割りつけただけの不完全な注解に過ぎないものではあるが、わが国の研究者・実務家の方々に、本条約の理解を深めるためのなにがしかの手助けとなれば幸いと考えている。

なお、筆者と北澤助教授は、1997年4月以来2001年度まで毎年、慶應義塾大学大学院法学研究科においてプロジェクト科目「国際債権流動化法」を開講し、院生諸君と共にこの国際債権譲渡条約の UNCITRAL での起草過程を研究対象として分析してきた。この間、慶應義塾大学大学院法学研究科からは、大学院高度化推進研究費の助成金配分を受けた。ここに再度記して感謝の意を表しつつ、本稿をもって、それらの共同作業にひと区切りをつける研究成果としたい。

〔池田真朗記〕

 Spiros V. Bazinas "Multi-Jurisdictional Recervables Financing: UNCITRAL's Impact on Securitization and Cross-Border Perfection" Duke Journal of Comparative & International Law, Vol. 12, No. 2, pp. 365, "UNCITRAL's Contribution to the Unification of Receivable Financing Law: the United Nations Convention on

注解・国連国際債権譲渡条約(4・完)

- the Assignment of Receivables in International Trade" Uniform Law Review (Revue de Droit Uniforme) NS-Vol. VII, 2002-1, pp. 49
- 2) Harry C. Sigman and Edwin E. Smith "Toward Facilitating Cross-Border Secured Financing and Securitization: An Analysis of the United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade" The Business Lawyer, Vol. 57, No. 2, pp. 727.
- 3) 早川眞一郎「UNCITRAL 国際債権譲渡条約について」国際私法年報第3号 (2001年) 1 頁以下
- 4) この作業については、池田真朗=石坂真吾「UNCITRAL『担保付取引に関する立法 指針』作成作業について」NBL748号 (2002年11月1日号) 19頁以下参照。